

自己点検シート（居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
I 人員基準					
従業員の員数	従業者は、事業所の区分に応じて次に定める者が配置されていますか。 (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 ① 医師又は歯科医師 1以上 ② 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数 (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 1以上の薬剤師	条例第84条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
II 設備基準					
設備及び備品等	事業所は、病院、診療所、薬局、又は指定訪問看護ステーション等であって、事業の運営に必要な広さを有していますか。 また、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 （病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することも可）	第85条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
III 運営基準					
内容及び手続きの説明及び同意	利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等	第90条（第9条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第90条（第10条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第90条（第11条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第90条（第12条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第90条（第13条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	第90条（第13条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	第90条（第14条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者等との連携	指定居宅療養管理指導を提供する場合は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第90条（第64条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	第90条（第64条第2項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	第90条（第19条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	第90条（第20条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第86条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	第86条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	第86条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用等を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	第90条（第22条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	第87条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第87条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 (1) 医師又は歯科医師が行う場合	① サービス提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っていますか。	第87条第2項第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② サービス提供に当たっては、利用者又はその家族からの看護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っていますか。	第87条第2項第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ ①②に規定する利用者又は家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等記載した文書を交付するよう努めていますか。	第87条第2項第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ サービス提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っていますか。	第87条第2項第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ ④に規定する居宅介護支援事業者に対する情報提供又は助言については、原則としてサービス担当者会議に参加することにより行っていますか。	第87条第2項第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ ⑤に規定するサービス担当者会議に参加できない場合については、原則として、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っていますか。	第87条第2項第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録していますか。	第87条第2項第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
(2) 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う場合	① サービス提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	第87条第3項第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	第87条第3項第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	第87条第3項第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	第87条第3項第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 看護職員の実行する場合	① 居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供、並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行っていますか。	第87条第4項第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	第87条第4項第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告していますか。	第87条第4項第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	第90条（第26条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の責務	事業所の管理者は、従業員の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	第90条（第52条第1項第1号準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業員の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第88条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、事業所ごとに、勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容等）を定めていますか。	第90条（第30条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該事業所の従業員によって、サービスを提供していますか。	第90条（第30条第2項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	第90条（第30条第3項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	第90条（第31条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	第90条（第31条第2項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
揭示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示していますか。 また、当該重要事項について、ホームページに掲載する等周知に努めていますか。	第90条（第32条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第90条（第33条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	第90条（第33条第2項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第90条（第35条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。また、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。 苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	第90条（第36条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。	第90条（第36条第2項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	第90条（第36条第1項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	第90条（第36条第3項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者からの苦情に関して国保連が行なう法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	第90条（第36条第5項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国保連に報告していますか。	第90条（第36条第4項、第6項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事件事例の有無：有・無	第90条（第38条第1項、第2項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入：有・無	第90条（第38条第3項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	第90条（第38条第2項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第90条（第39条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第89条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護サービスの提供に関する以下の記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存していますか。 ・提供した具体的なサービス等の記録 ・条例第26条に規定する市町村への通知 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置等の記録	第89条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	予防条例第92条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自ら提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第92条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	第92条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によりサービスの提供に努めていますか。	第92条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
虐待防止	<p>(高齢者虐待の防止)</p> <p>利用者の人格を尊重し、利用者のため忠実にその職務を遂行していますか。</p> <p>※身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等虐待行為が行われていないこと。</p> <p>※高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等の措置が講じられていること。</p>	法第74条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	